**令和７年度　認可外保育施設等の無償化の手続きについて**

**幼児教育・保育の無償化**

**● 3歳～5歳児クラス**

**● 非課税世帯0歳～2歳児クラス**

清瀬市に住所を有し、認可外保育施設等を利用される方に、**「幼児教育・保育の無償化」**の制度の申請手続きのご案内です。

# １　対象となる方（次のいずれかに該当する方）

（１）保育の必要性の認定を受けた世帯の**3歳～５歳の児童**（**4月1日現在の年齢**）

（２）保育の必要性の認定を受けた**市町村民税非課税世帯（※）**の**０歳～２歳の児童（4月1日現在の年齢）**

* 令和7年４月～８月は令和6年度市町村民税、令和7年９月～令和8年３月は令和7年度市町村税で判定。

既に認可保育所や地域型保育施設、企業主導型保育に通っている場合や預かり保育を実施している幼稚園（一部除く）に通っている場合は、併行しての給付は受けられません。

# ２　対象となる施設と事業

　認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業で施設の申請に基づき、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。（清瀬市外の施設は所在自治体で「確認」を受けていれば対象となります。）

# ３　利用料の無償化の限度額

（１）**３歳～５歳児クラスの児童　　　　　　 ：月額上限37,000円**

（２）**０歳～２歳児クラスの児童（非課税世帯）：月額上限42,000円**

* 各施設の料金（複数利用可能）の合算した額と月額上限のいずれか低い額が対象です。
* 利用料には、給食費や延長保育料、教材費、行事代、入園料などは含みません。（これらの経費は無償化の対象外です。）

# ４　給付認定の申請

　　対象となる方は、施設の**利用開始前**に給付認定の申請をしていただく必要があります。

【**提出物**】：　**①　施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）（ピンク色の紙）**

【**提出物**】：　**②　「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分　計2枚）**

【**提出物**】：　**③　保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書**

※　在園中に家族の状況等に変更があった場合、その内容に応じて速やかに申請をする必要があります。

**【提出期限】：　利用開始日の前月の20日まで　・給付認定前のご利用分は対象外となります。**

* 清瀬市から保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のいずれもが下表のいずれかに該当することが必要です。
* 認可保育施設等の入園申込み（利用申請）を行い「子どものための教育・保育給付認定」を受けている方は、入園が待機となっていること、且つ利用開始月が入園申込の有効期限内(申請月より６か月間)の場合に限り、有効な「子育てのための施設等利用給付認定」を取得しているとみなします。
* 継続利用の方は、年に一度「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **項目** | **保育を必要とする事由** |
| １ | **就労** | 保護者が**月１２日以上かつ月４８時間以上**働いている場合（ただし１日４時間を下回る場合は３か月以内に１日４時間以上の就労をすることが必要） |
| ２ | **出産** | 保護者が出産する場合（出産予定月及びその前後各２か月の**最長５か月以内**） |
| ３ | **疾病・障害** | 保護者が疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合 |
| ４ | **介護・看護** | 保護者が常時かつ長期に看護、介護にあたっている場合 |
| ５ | **災害復旧** | 保護者が火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合 |
| ６ | **求職** | 保護者が求職中の場合（**３か月以内に就労することが必要**） |
| ７ | **就学** | 保護者が週３日以上かつ昼間４時間以上の就学の場合 |
| ８ | **育休特例利用/****みなし育休特例利用** | 育休期間中の特例（※育児休業取得前にすでに認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、**育児休業の対象の子が１歳になる日の属する年度の年度末（３月末日）まで**）。育児休業の対象となった子（生まれたお子さん）については、この特例に該当せず、補助金の対象とはなりません。※詳細は子育て支援課までお問い合わせください。 |
| 10 | **その他** | その他、上記に類する状態として市長が認める場合 |

* 清瀬市外の認可外保育施設等を利用している方についても、清瀬市への申請が必要です。

※　育休特例利用については、既に就労で認定を受けており、育児休業を取られる方が対象となります。初めて新2号認定を受ける方につきましては、認定を受けることはできません。

※　「就労」で認定されている方で利用月までに就労されていない場合は、利用月の末日までに復職し、補助金の申請時に復職証明書をご提出ください。

# 5　利用料の無償化の方法（償還払い）

認可外保育施設等の利用料の無償化は、償還払いとなります。利用料は、保護者の皆様から各施設へのお支払い後、清瀬市子育て支援課へ、無償化分の利用料の請求をしていただき、清瀬市から給付を受けることになります。（支払は年４回おこなっています。）

【提出物】：　**➀　清瀬市認可外保育施設等利用支援事業助成金交付申請書兼施設等利用費請求書（償還払い用）**

【提出物】：　**➁　特定子ども・子育て支援の提供に関わる領収書兼提供証明書**

※　➁の提供証明書については利用された施設が作成した証明書に限ります。

# ６　申請書提出期限及び補助金交付スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **施設の利用月** | **市への申請書提出期限** | **交付予定日** |
| 第１回 | ４・５・６月 | 7月10日 | ８月末頃 |
| 第２回 | ７・８・９月 | 10月10日 | 11月末頃 |
| 第３回 | 10・11・12月 | 1月10日 | ２月末頃 |
| 第４回 | １・２・３月 | 4月10日 | ５月末頃 |

※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします

※子ども子育て支援法第73条により請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅するため、過去の利用分を申請する場合は上記の提出期限にとらわれずお早めに請求手続きを行ってください。

※提出期限までに請求書類の提出が間に合わなかった場合や書類等に不備があった場合は、次回以降の支払となります。

# ７　3歳児クラス以上の食材料費の補助（認可外保育施設のみ対象）

**3歳児クラス以上の児童**について、清瀬市の保育料算定基準となる清瀬市利用者負担額基準額表のＡ～Ｄ７階層（市町村民税所得割額が**57,700円未満）までの世帯、ひとり親等の要保護世帯の場合**Ａ~Ｄ９階層（市町村民税所得割額が**77101円未満）までの世帯、**世帯の**小学校就学前のお子様のみ**で数えて**第３子にあたる場合**は、食材料費を補助します。

**【対象経費】**：　①主食費（ごはん・麺等）は**月額3,000円 ※**人件費・設備費等は対象外です。

【対象経費】：　➁副食費（おかず等）は**月額4,800円**の範囲内で実績に応じて補助。

**【提出物】**：　**①　清瀬市実費徴収（食材料費）に係る補足給付補助金交付申請（請求）書**

【提出物】：　**➁　施設からの証明書**

**【交付方法】**：年1回（4月から翌3月の１年分をまとめて、上記5の申請書提出期限及び補助金支払スケジュールにしたがっておこないます。）

# ８　補助上限額早見表

何歳児クラスかにより補助額や補助条件が異なります。下表でご確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **生年月日** | **クラス** | **補助上限額(月額)** | **給付認定を受けた太枠内の世帯が対象です** |
| 平成３１（2019）年４月２日　から　令和　２（2020）年４月１日　まで | **５**歳児クラス | **37,000円** | **市町村民税****非課税世帯** | **市町村民税課税世帯** |
| 令和　２（2020）年４月２日　から　令和　３（2021）年４月１日　まで | **４**歳児クラス | **37,000円** |
| 令和　３（2021）年４月２日　から　令和　４（2022）年４月１日　まで | **３**歳児クラス | **37,000円** |
| 令和　４（2022）年４月２日　から　令和　５（2023）年４月１日　まで | **２**歳児クラス | **42,000円** | **市町村民税****非課税世帯** | **【対象外】**市町村民税課税世帯**※** |
| 令和　５（2023）年４月２日　から　令和　６（2024）年４月１日　まで※生後56日が経過した翌月から入園が可能です | **１**歳児クラス※生後56日が経過した翌月から入園が可能です | **42,000円** |
| 令和　６（2024）年４月２日　から　　　※生後56日が経過した翌月から入園が可能です | **０**歳児クラス※生後56日が経過した翌月から入園が可能です | **42,000円** |

※　施設利用費のうち給食費・延長保育料・行事代等を除いた保育料が無償化対象額です。保育料の額が上限額を超える場合の差額は保護者負担です。

※　市町村民税課税世帯の0歳～２歳児クラスのお子さんの利用については、「清瀬市認可外保育施設等利用支援事業」をご利用いただける場合があります。

※　児童の父母の市町村民税が非課税の場合、父母の状況により児童と同居する祖父母等の市町村民税も合算して判定することがあります。

※　給付認定を受けていない場合、無償化の対象外となりますが認可外施設を利用することは可能です。

# ９　問合せ先

清瀬市トップページ

⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」

⇒「認可外保育施設等」

⇒「子育て・教育関係の申請書」

⇒「保育・幼稚園に関する申請書

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市しあわせ未来センター1階

清瀬市福祉子ども部子育て支援課 保育・幼稚園係

電話　042-497-2086（直通）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusyoyouchien/1011301/index.html>